

名古屋市立大学看護学部同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名古屋市立大学看護学部同窓会と称する。
1. この会の通称を看桜会とする。
- 第2条 本会の事務所は、名古屋市立大学看護学部に置く。
- 第3条 本会は 会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催
 - (2) 会員名簿の発行
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は、次の会員を持って組織する。
- (1) 正 会 員 名古屋市立大学看護学部の卒業生
名古屋市立大学看護短期大学の卒業生
名古屋市立大学看護学校の卒業生
 - (2) 学生会員 名古屋市立大学看護学部の在学学生
 - (3) 特別会員 名古屋市立大学看護学部の教員並びに旧教員
 - (4) 本会には、名誉会員を置くことができる。

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名（看護学部1名、看護短期大学部1名、看護学校1名）
 - (3) 理 事 6名
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 代議員 各クラス1名
2. 会長、副会長は、正会員の中から選出する。
 3. 理事および監事は、正会員の中から代議員会において選出する。
 - (1) 理事等、必要と認めた者を理事会で推薦し、代議員会において承認を得る
 4. 代議員は、卒業年次ごとの互選による。
- 第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、補欠役員選及びその任期は前任者の任期期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
 2. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 3. 監事は、本会の会計を監査する。
 4. 代議員は、代議員会を構成し、重要事項の評議に参加する。
- 第9条 本会に任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。
1. 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べること。
 2. 顧問は歴代の同窓会会長経験者から会長が選任し、理事会において決議する。

第4章 会 議

第10条 会議は、総会、代議員会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第11条 通常総会は毎年1回開催し、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、改正
- (2) 決算および予算
- (3) 役員選挙
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

3. 理事会は、次の事項を議決する。ただし、特に必要認めるときは、代議員会の意見を聞くものとする。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関すること

第12条 会議は会長が招集する。

第13条 総会の議長は、その都度、出席会員の中から選出する。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 会員は、別に定めるところにより、会費等を納入しなければならない。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

細則

1 会費は、入会金として8,000円を徴収し、終身会費とし、その他必要の都度、臨時会費として徴収する。ただし、平成27年度4月1日より実施する。

附則

この会則は、昭和42年10月15日から施行する。

この会則は、平成3年5月26日から施行する。

この会則は、平成15年3月1日から施行する。

この会則は、平成15年6月22日から施行する。

この会則は、平成19年10月8日から施行する。

この会則は、平成25年11月16日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年11月19日から施行する。

この会則は、平成30年11月17日から施行する。

会員福利基金支出規程

1. この基金は、名古屋市立大学看護学部同窓会の看護学校 30 年史および閉校行事についての会員寄付等である。
2. この基金は、名古屋市立大学看護学部同窓会の役員会により運営される。
3. この基金は、下記の事項により支出する。
 - 1) 会員の死亡時
 - ① 花輪またはこれに相当する金額
 - ② 同窓会名は、名古屋市立大学看護学部同窓会・名古屋市立短期大学部同窓会・名古屋市立看護学校同窓会のいずれかを使用する。
 - 2) その他、理事会で必要と認めたとき

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 8 日から施行する。